福井市景観条例施行規則第14条第6号関係図書

景観計画区域内における広告物の景観形成基準のチェックリスト

(福井市景観計画区域(特定景観計画区域を除く)用)

屋外広告物許可申請			
チェック			

	1 周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン(形態、色彩、素材をいう。)等に工夫をする。				
	2 建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。				
	3 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。				
配慮すべ	福井市景観計画における グーンの名称				
	行為地の位置づけ 景観形成のテーマ				
	〈基本的基準に基づいて、景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述〉				
き基本的基準					
平的					
基 準					

(「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

項目別基準	項目	適合の チェック	景観形成基準
			◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。
	位置、規模、		○周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。
	形態及び高さ		○建築物を利用する場合は、できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のある ものとするよう努める。
			・特に、自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、できる限り設置 又は表示しないことが望ましい。
			◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。
	色彩		 ○敷地内の表示面積(既存のものを含む。)が30㎡以下の場合 マンセル値による彩度12を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の1/10未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 ○敷地内の表示面積(既存のものを含む。)が30㎡を超える場合 マンセル値による彩度10以上の色及び無彩色で明度2未満の色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の1/10未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 ○上記によらない場合は、屋外広告物の1面につき、当該表示面積の20%以上は白色又は素材色とするよう努める。
			・蛍光塗料や反射塗料は、使用しないことが望ましい。

(「◎」は必ず守るべき基準、「○」は努力することが必要な基準、「・」は推奨する基準)

	項目	適合の チェック	景観形成基準
	素材、材料		◎汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。
			・自然景観や歴史景観、文化的景観に優れた場所においては、自然素材や地域の伝統 的な素材、材料を用いることが望ましい。
	照明広告		○光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に 悪影響を与えないよう努める。
			○内照式のものは、極端に大規模なものとしないよう努める。
			○点滅又は回転する付帯ランプは使用しないよう努める。
	屋上利用 広 告		◎骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。
項			◎1の建築物について1件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。
別基			○塔型のものや極端に大規模なものは避け、周囲の景観に悪影響を与えたり、歩行者 に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。
準			○表示面積は、建築物の見付面積の 1/5 以下とするよう努める。
			・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。
	壁面利用広告		○壁面からはみ出さないよう努める。
			○表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の 1/5 以下とするよう努める。
			・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。
	突出広告		○多数の事業所が1の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和したデザインとするよう努める。
	地上広告		○極端に大規模なものや高いものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に 対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。